幹発24－061

2025年6月30日

ライオンズクラブ会長　各位

ライオンズクラブ国際協会333－Ｃ地区

キャビネット幹事 Ｌ 平野　寛明

**ライオンズ財団年次報告書に関する国際協会からのメールについて**

前略　国際協会より6月4日及び28日付で各クラブに送信されましたライオンズ財団年次報告書に関する

メールにつきまして、OSEAL調整事務局より、下記の通り説明が届きましたので、お知らせいたします。

草々

………………………………………………………………………………………………………………………………

各位

ライオンズ財団年次報告書に関する国際協会からのメッセージがLion Poralに登録されている地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、クラブ会長、クラブ幹事、クラブ会計あてに一斉発信されております。お問い合わせも多くありますので、この件について以下の通りお知らせいたします。

国際理事会方針第8章「法律」の「6．財団」の規定により、「ライオンズクラブ」の名称または標章を使用するあらゆる法人組織は、その組織の定款等の根本規則及び役員一覧を毎年法務部に提出しなければならない、と規定されております。

**規定上「財団」と訳されておりますが、上述しました通り、日本語で言う財団のみならず、すべての法人組織が対象となっており、国際本部ではすべてを把握できていませんのでこのように一斉メールにより報告をお願いしております。従いまして、そのようなクラブ外の法人などを組織していないクラブについては、**

**このメールについては何もご対応いただく必要はありません**。

なお、法人組織の設立については、国際理事会方針書の規定によりその財団の設立承認手続きを必要としない場合があります。しかしながら、そのような場合でも年次報告義務はありますのでご注意ください。

現在、法人組織化を行っている地区等があるかと思います。単純に地区に対して法人格を持たせる目的での場合、法務部の承認を法務部長の了解のもと省略したケースがありますが、このような場合にも、添付または下のリンクから、必要な書類のアップロード及び役員の報告はご対応ください。

その他、奉仕活動その他の目的で法人化され、ライオンズの名称を使用している場合にはこの報告書の提出が必要です。提出内容は極めて簡単な定款等書類の提出と役員構成員の提出です。役員数がオンラインで入力する数を超える場合には、上位役員から順に入力するとともに、役員が確認される組織図等を定款と合わせてアップロードしてください。

英語のものがあれば望ましいですが、なければ日本語の資料をそのままアップロードしてください。

[ライオンズ財団年次報告書 (lionsclubs.org)](https://app.e.roar.lionsclubs.org/e/es?s=94443966&e=1871883&elqTrackId=320bc4c47118450db330ff5e51511b5f&elq=794449048aae4f8aa49af00383f3b526&elqaid=36716&elqat=1)

日本では報告の必要がない地区・クラブが大多数だと考えております。

海外には、クラブ単位または複数のクラブなどが学校経営や透析センターの運営など奉仕活動のための法人を設立しているケースが多々あります。ただし、全世界には当然ながら国際理事もおらず、事務局もなく、母国語が公式言語になっておらず、など様々な理由で法務部への届け出の必要性自体認識していなかったりするケースもあり、実態がわかりません。従いまして、全クラブを対象としてこのような一斉メールで報告を促しているということをご理解いただけましたら幸いです。

よろしくお願いいたします。

オセアル調整事務局長　マーズ佐子

 ……………………………………………………………………………………………………………………………

同文写送付先： ゾーン・チェアパーソン、次期ゾーン・チェアパーソン予定者